

定 款

山 本 通 産 株 式 会 社

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は山本通産株式会社と称し、英文ではYAMAMOTO TRADING CO.,LTD. と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- （1）染料、顔料、塗料、工業薬品、染色助剤、印刷インキ、合成樹脂、油脂並びにこれらの原料の製造、加工及び販売
- （2）医薬品、化粧品、毒劇物の製造、加工及び販売
- （3）製紙原料、窯業原料、食品原料の製造、加工及び販売
- （4）前各号記載の製品製造用機器類の設計、製作、指導及び販売
- （5）前各号記載の製品の輸出入業
- （6）同種の事業を営む会社に対する投資
- （7）損害保険代理業
- （8）不動産の売買、管理、賃貸及びその仲介業
- （9）前各号に関連するコンサルタント業務
- （10）前各号に付帯関連する事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役

第5条（公告方法）

- 1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、7, 0 0 0, 0 0 0株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、1 0 0株とする。

第9条（単元未満株式についての権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

- 1. 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者として行うことができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議事録）

株主総会の議事については、法令に規定する事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第32条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

第36条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第37条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行う。

第３８条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により、毎年６月３０日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第３９条（期末配当金等の除斥期間）

- １． 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- ２． 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

以　　上

２０２４年３月２５日　改訂

２０２５年３月２８日　改訂

２０２５年６月２日　　改訂